

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 3 年 5 月 26 日現在

機関番号：14401

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2017～2020

課題番号：17K03385

研究課題名（和文）国際法における「戦争状態」理論の再検討

研究課題名（英文）Reconsideration of the "state of war" doctrine in international law

研究代表者

和仁 健太郎（Wani, Kentaro）

大阪大学・国際公共政策研究科・准教授

研究者番号：40451851

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,000,000円

研究成果の概要（和文）：伝統的国際法（第一次大戦以前の国際法）が平時・戦時の二元的な構造の国際法であったのに対し、戦争が違法化された現代国際法は平時に一元化された国際法であるという理解は、我が国の国際法学界において広く受容された通説的見解となっている。本研究では、この通説的見解が正しくないことを指摘した。伝統的国際法において、戦争は、中央集権的な司法機関・立法機関が存在しない国際社会において、国家間の紛争（法律的紛争、政治的紛争）を解決するための最後の手段としてやむを得ず容認されているものと考えられた。戦争は、平時国際法の実現、または平時国際法の変更の手段だったのであり、平時国際法の枠内で行われる行為だった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

伝統的国際法においては、戦争状態の発生により平時国際法の効力が停止し、戦時国際法への「切り替え」が生じていた、という通説的見解の下では、平時には許されない様々な行為が戦時国際法上許されていたことについて、「平時国際法から戦時国際法への切り替え」とだけ言ってそれで終わるといった思考停止が生まれる。本研究は、そうした思考停止を終わらせる学術的意義を有する。もちろん、戦時国際法の適用によって平時国際法は大幅に修正されたが、あくまでも「大幅な」修正であって、平時国際法がまるごと戦時国際法に切り替わるといように二元論的に考えられていたのではない。それぞれの制度ごとに正当化根拠を明らかにする必要がある。

研究成果の概要（英文）：It is generally conceived, especially in Japan, that international law before World War I was a dualistic legal system: it was sharply divided into peacetime international law and wartime international law; the outbreak of a state of war had the effect of replacing peacetime international law with wartime international law. This study has challenged this widely held view. War was a means of resolving international disputes in international society, where there was no central legislative or judicial organs. Disputes in this context include political disputes, namely, disputes concerning the demand for changing existing rules of international law, as well as legal disputes, namely, disputes concerning the demand for implementing existing rules of international law. In other words, war was a means of changing and enforcing rules of so-called peacetime international law.

研究分野：国際法学

キーワード：戦争 戦争状態 戦時国際法 戦争法 講和条約 国際法の構造転換

1. 研究開始当初の背景

伝統的国際法(第一次大戦以前の国際法)が平時・戦時の二元的な構造の国際法であったのに対し、戦争が違法化された現代国際法は平時に一元化された国際法であるという見解は、わが国の国際法学界において広く受容された通説的見解となっている。この見解によれば、伝統的国際法における戦争とは、平時において違法と評価される諸行為(例えば武装軍隊による他国領土への侵入、戦時禁制品輸送船の捕獲など)が適法と評価されるようになる「特殊な時間」あるいは「異常な状態」であった(石本泰雄「いわゆる『事実上の戦争』について」高野雄一編集代表『横田先生還暦祝賀：現代国際法の課題』(有斐閣、1958年))。諸外国においては「二元的」、「一元的」という表現はあまり使われないものの、伝統的国際法が平時国際法と戦時国際法とに二分され、戦争が、平時とは異なる法が適用されるようになる「状態」であったという見解(「戦争状態」理論(the state of war doctrine))は、やはり広く受け入れている。

この通説的見解によれば、伝統的国際法において、国家は、開戦宣言その他の方法により「戦争意思」を表明することにより、平時には許容されない様々な諸行為が適法と評価されるようになる状態である「戦争状態」を作り出す権能を有していた、ということになる。しかし、なぜ国家はそのような状態を作り出せたのか、平時から戦時への「移行」はどのようなメカニズムによりもたらされていたのか、その根拠ないし理論構成は、これまで明らかにされてこなかった。例えば石本泰雄の1958年の論文は、前述の通説的見解の形成においてわが国で決定的な影響をもった論文であるが、この論文で石本が論じているのは、同じ行為(例えば軍隊による他国領土への侵入)に対して平時と戦時とでまったく異なる評価が与えられるから平時国際法と戦時国際法は二元的に把握しなければならないということであって、平時国際法とは「異次元的な関係」にある戦時国際法への移行が何を根拠にもたらされていたのかは、何も明らかにしていない。この点が未解明である状況は、その後も変わっていない。

さらに、そもそも、平時・戦時の二元的構造という理解が第一次大戦以前の学説や国家実行において本当にとられていたのかどうかも定かではない。例えば、戦前の日本を代表する国際法学者であった立作太郎は、平時国際法と戦時国際法の分類が「畢竟研究上又は講説上の便宜の為にする区別に外ならず」「国際法規の分類としては、理論上の缺点を有する」と述べ、「所謂平時国際法上の権利義務も、戦時に特有なる戦時国際法上の権利及義務と抵触せざる範囲内に於ては、戦時にも猶其効力を存続する」と述べていた(立作太郎『平時国際法論』(日本評論社、1934年)52頁)。立は、伝統的国際法の構造をむしろ一元的に捉えていたのである。

2. 研究の目的

1で述べたように、伝統的国際法が平時・戦時の二元的な構造の国際法であったという通説的見解については、様々な疑問がある。この点に関する通説的見解を再検討し、上に述べた様々な疑問を解消しておく必要があるのは(研究の目的)次の2つの理由による。

(1)「伝統的国際法は平時・戦時の二元構造の国際法であったのに対し、現代国際法は平時に一元化した国際法である」という理解は、国際法の様々な分野の研究において当然の前提として受け入れられているが、この理解を自明のものとして前提とすることにより、検討すべき論点が検討されなくなる傾向が生まれている。例えば、「伝統的国際法においては、国家は戦争の自由を有し、交戦国の交戦権は戦争状態そのみを妥当根拠としていた」(新井京「国連憲章下における海上経済戦」松井芳郎ほか編『グローバル化する世界と法の課題』(東信堂、2006年)142頁)とか、「戦時国際法の存在を所与の前提とする戦争=状態論において」は「[戦争によって終了・停止する条約の範囲に関する]一般基準を導く理論的契機に乏しい」(若狭彰室「伝統的国際法における『戦争が条約に及ぼす効果』の理論」『国際法外交雑誌』114巻3号(2015年)71頁)といった記述は、そのことを示している。つまり、伝統的国際法において「戦争状態」が生じると平時国際法の適用は停止され、平時とはまったく異なる法秩序が出現したのだから、平時には許されない諸行為(中立船の海上捕獲、条約の終了・停止など)を交戦国が行えることについて特段の理論的根拠は要らなかった、というのである。しかし、本研究代表者がこれまでの研究で明らかにしてきたように、実際には、伝統的国際法における戦時国際法上の諸制度については、なぜ平時には許されないことが正当化されるのかが、それぞれの制度ごとに議論されていた(和仁健太郎「海上捕獲法の正当化根拠」『国際法外交雑誌』113巻4号(2015年)45-70頁参照)。そうだとすれば、かつて戦時国際法を構成していた諸制度については、それぞれの制度ごとに正当化根拠を特定し、その根拠が現代においても妥当するかどうかを検討しなければならないはずであるが、「伝統的国際法=平時・戦時二元構造の国際法」という認識とその自明化は、そうした観点からの研究が行われにくくする傾向を生んでしまうのである。

(2)現代国際法において法律上の「戦争」というものが存在し得るのかについては様々な議論があるが、この問題について議論するためには、伝統的国際法における「戦争」がどのようなものだったのかが明らかにならなければならない。つまり、「戦争」とは、戦争意思の表明によって「戦争状態」を生じさせる権能のことだったのか(「戦争状態」理論) そうだとすれば、「戦争状態」を生じさせる権能は、何によって根拠づけられていたのか、あるいは、前述の立作太郎のように、戦争は平時と断絶した「状態」ではなく、平時国際法と戦時国際法は一元的に把

握すべきものだったのか、といったことが明らかになっていなければ、現代の国際法において「戦争」が可能かどうかという問いに答えることはできない。

3. 研究の方法

本研究で立てた問いは、次の2つである。(1) 伝統的国際法(19世紀～第一次大戦までの国際法)において「戦争」がどのようなものとして捉えられていたのか(「戦争状態」理論がとられていたのか、そうではなかったのか等)。(2) (1)の問いで明らかにした意味での「戦争」が、現代国際法(第一次大戦後、とりわけ第二次大戦後の国際法)において存在し得るのか。本研究では、学説(国際法概説書および個別の諸問題に関する論文)および国家実行(外交文書、仲裁判決、国内判決等)の分析によりそれらの問いに答えた。「戦争」の法的性質に関する考え方の違いは、開戦宣言、戦争による条約の終了・停止の問題、戦争法・中立法、講和といった個別の諸問題に関する考え方の違いとなって現れているはずであり、研究では、それらの個別問題にも着目しながら学説・国家実行を分析した。

本研究における学説・国家実行の分析に当たっては、Neffの研究業績を手がかりにした。Neffによれば、ヨーロッパにおける伝統的な戦争論であった正戦論を批判し、それにとって代わろうとした戦争論として、「ホッブズの戦争論(‘Hobbesian’ school)」と「契約的(決闘的)戦争論(‘contractual’ or ‘duelling’ school of thought)」という2つの考え方が17世紀以降に現れたという(Stephen C. Neff, *War and the Law of Nations: A General History* (2005) pp. 131-166)。は、国家間関係を自然状態(戦争状態)と捉え、その自然状態は国家間の合意(条約)によって一時的に克服され平和が維持されているが、そうした合意が解消され自然状態に戻ると戦争状態が生じる、という考え方である。はそれと逆に、国家間関係は原則として平和関係であるが、国家間の争いごとを戦いの結果に従い解決する合意(決闘の合意のようなもの)が2国間の間でなされた場合にその合意により生ずるのが戦争状態であるという考え方である。

Neffのこの指摘は、伝統的国際法において「戦争状態」がどのようにして生じていたのかを説明しようとしたものであり(は自然状態への回帰により、は交戦国間の合意によって成立したと説明する)他の先行業績には見られない重要な指摘である。しかしNeffは、やの考え方を実際にとった学説などを具体的にはほとんど挙げておらず(特に19世紀)これらの考え方が学説や国家実行において本当に採用されていたかどうかは再検討を要する。

4. 研究成果

本研究の研究成果は、『『戦争状態』理論の再検討：伝統的国際法は平時・戦時の二元的構造の国際法だったのか?』岩沢雄司・森川幸一・森肇志・西村弓編『小寺彰先生追悼論文集：国際法のダイナミズム』(有斐閣、2019年)627-650頁などの形で発表した。研究成果を簡単にまとめると以下ようになる。

(1) 契約的戦争論

「契約的戦争論」とは、戦争状態が交戦国間の合意によって成立するという考え方のことである。しかし、契約的戦争論は、第一次大戦前の実定国際法やそれをめぐる一般的な議論状況と整合しない点があまにも多すぎ、また、この考え方を採用した学説や国家実行を見つけることもできない。

契約的戦争論によれば、戦争状態は交戦国間の合意によって成立するものであり、一国の一方的な敵対行為や開戦宣言により成立することはないということになるが、実際の国家実行では、戦争は、一国による一方的な敵対行為または開戦宣言によって開始されると考えられていた。

当事国が合意に基づき闘うのが戦争だと考える契約的戦争論においては、Neffが指摘するように、戦争法の内容は「convention」により決まるのであって、「必要性と均衡性という一般的概念」に存立の余地がないことになるが、戦争法は軍事的必要と人道的考慮の均衡に基づき成立するというのが学説の一般的な理解であり、この考え方は、実定法文書、例えば、「戦争中に国が達成しようとする唯一の正当な目的は、敵の軍事力の弱体化」であり、「この目的のためには、できるだけ多くの者の戦闘能力を奪えば十分である」(軍事的必要の原理)と述べる1868年サンクト・ペテルブルグ宣言前文にも現れている。

契約的戦争論によれば、「他方当事国が勝利した際に提示する講和条件はどのような内容のものであってもそれを受諾する」という合意(戦争の終結に当たって戦勝国が一方的に物事を決めるという合意)が事前になされているので、講和条約が強制による条約であることを理由に無効となることはない(講和条約そのものは合意ではないから)。しかし、実際には、講和条約は強制による合意であると考えられ、そのことを前提に、講和条約がなぜ無効にならないのかの説明が試みられていた。

(2) 平和状態解消論

Neffが提示する「ホッブズの戦争論」とは、国家間の自然状態は戦争状態であり、その自然状態は国家間の合意によって一時的に克服され平和が維持されているが、そうした合意が解消され自然状態に戻ると戦争状態が生じる、という考え方のことである。Neffは、この考え方を

採用した学者の名前を一人も挙げてはいないが、Westlakeの1907年の著書がこの考え方に近い考え方を採用していた。Westlakeによると、国家間における平和状態およびそれを規律する平時国際法は、国家間においてそれらを維持しようという「意思の合致」がある場合にのみ妥当するものであり、一方の国がその意思をもたなくなった場合には平和状態が終了して戦争状態が生ずるといふ。Westlakeは、「戦争[状態]を設定する意思」という表現を用いているが、この意思は、戦争状態を設定する意思というよりも、むしろ平和状態を解消する意思であり、戦争状態とは平和状態解消の結果にほかならない(本研究では「平和状態解消論」と呼ぶ)。戦争状態を国家の一方的意思によって生じさせることができるのは、平時国際法が国家間に「意思の合致」がある限りにおいて妥当するものに過ぎないという、平時国際法の性質に関する彼の認識から導かれているのである。

しかし、平和状態およびそれを規律する平時国際法は一国の意思によっていつでも任意に解消できるという極端な考え方をとった学者は、Westlakeのほかに見当たらない。多くの学者は、戦争についてWestlakeのように考えるのではなく、中央集権的な司法機関・立法機関が存在しない国際社会において、国家間の紛争を解決するための最後の手段としてやむを得ず容認されているものと考えた。

(3) 戦争原因論

本研究が「戦争原因論」と呼ぶのは、次のような考え方である。すなわち、戦争原因を正当なものとして不正なものに区別する規則は国際法上存在していない(正戦論の否定)。しかし、戦争には原因(causes of war)、つまり戦争の元となる紛争(国家間の争いごと)がある。戦争とは、その争いごとに関する自国の要求(講和条件)を受諾させるため相手国に強制を加える行為である。この「要求」は、国際法に準拠したものである場合もあるし(法律的紛争)、国際法に準拠せず、現行法(現行条約、既存の国境線など)の変更要求である場合もある(政治的紛争)。そして、戦争において許されることの範囲は、「合理的な戦争の必要」の原理、つまり「敵国に講和条件を受諾させるために必要」かどうかという原理によって画定される。戦争原因論において、平時に許されないことが戦時にできるようになるのは、戦争状態への「移行」によって平時国際法が停止するからではない。そうではなく、戦争の目的との関係で正当化が必要なのである。

戦争には原因、つまり戦争の元となる争いごと(紛争)があり、戦争は、その争いごとに関する自国の要求を受諾させるため敵国に強制を加える行為であるという考え方(戦争原因論)から理論的に出てくる余地のある帰結としては、次のものがある。国家は戦争に訴える前に、平和的手段によって紛争の解決を試みなければならない(戦争は紛争解決のための最後の手段だから、紛争を平和的に解決できるのであれば戦争に訴える必要はない)。戦争は、戦争原因と関係のある国に対してしか行えない(中立国の「中立にとどまる権利」)。戦争中に行える暴力行為は、敵国に講和条件を受諾させるために必要な範囲に限定される(軍事的必要の原理)。戦争は、戦争目的を達した段階で終了させなければならない(目的との均衡)。講和交渉において敵国に要求できることは、戦争原因と関係のあることでなければならない(例えば、戦費の負担または国際法違反に対する賠償の範囲を超えて償金を求めることはできない)。

これらの帰結のうち、どれが実定国際法になっていると考えるか、あるいはどの考え方を採用して実定国際法を批判するかは、人によって異なった。すべての帰結が実定国際法の規則になっていると考えた人はいない。他方、の帰結は、ほとんどすべての人が肯定する実定法原理であった。重要なのは、「戦争原因」論には、これらの帰結が少なくとも理論的に出てくる契機が含まれているということである。これに対し、Westlakeの戦争論(平和状態解消論)において、これらの帰結が出てくる余地は理論的にはない。そのために、かえってWestlakeの戦争論の方が、当時の国家実行の現実と適合的だった側面があることは否定できない。例えば、戦費の負担または国際法違反に対する賠償の範囲を超えた償金支払い要求(上記の)について、「戦争原因」論の観点からは正当化が困難でありそれを批判する学説もあったが、現実の慣行においてそれが行われていたことは否定できない。そうした慣行について、Westlakeの観点からは理論的に否定する理由がないということになる一方、「戦争原因」論の観点からは、理論的には否定されるべきであるが、そうした慣行を禁ずる実定法の規則が現時点で成立していないだけでと説明される。「戦争原因」論から理論的に出て来る余地のある上の①～⑤の諸帰結のうち、実定法化していないと言うものがあれば増えるほど、結論的にはWestlakeの見解に近づいて行く。しかし、それは、結論が近くなるというだけであり、戦争の法的性質に関する基本的な考え方は、やはり根本的に異なっていたのである。

第一次大戦前の国際法において、戦争は、平時国際法の実現、または平時国際法の変更の手段だったのであり、平時国際法の枠内で行われる行為だったとも言える。もちろん、戦時国際法によって平時国際法は大きな修正を受けるが、それは、「敵国に講和条件を受諾させるために必要」なことは許されるという原理により成立する戦時国際法が、平時国際法と抵触する限度において特別法として優先適用されるに過ぎないのであって、平時から戦争状態への「移行」といった説明がなされていた訳ではない。そうすると、当時の多数説において、国際法の構造はむしろ一

元的に把握されていたことになる。

(4) 現代国際法における「戦争」

第一次大戦前の多数説(戦争原因論)によれば、戦争とは、平和的交渉によって言うことを聞かない相手に言うことを聞かせるため、相手国に軍事的強制を加え、自国にとってできるだけ有利な条件で講和条約を締結するために行う行動であった。講和条約が強制による合意であるにもかかわらず伝統的国際法がその有効性を認めたのは、講和条約の締結こそが戦争の目的だったからである。この点、伝統的国際法が講和条約の有効性を認めたのは、そうしないと戦争の終了が不可能になってしまうからだと説明されることが多い。しかし、講和条約の有効性を否定しても戦争を終了させることそれ自体は可能である。すなわち、第一次大戦以前の国際法において、戦争は、講和条約、敵対行為の単なる終了(simple cessation of hostilities)、デベラーチオ(debellatio; subjugation)のいずれかにより終了するとされた。つまり、講和条約を締結しなくても によって戦争は終了する。しかし、それでは戦争を行った意味があまりない。

による戦争終了の場合、交戦国間の戦後の法関係は、敵対行為終了時点の事物の状態で確定すると一般に考えられた(uti possidetisの原則)が、交戦国は自国の要求を講和条約に書き込んで新たな権利義務を作り出すために戦争に訴えたのに、uti possidetisによる法関係の確定ではその目的は達せられないからである。講和条約の締結は戦争の目的そのもの(本質)であり、戦争の合法性を認めることと、講和条約の有効性を認めることは、ほとんど同値なのである。

現在の国際法では、このようなこと(戦争およびその結果としての講和条約の締結)は認められていない。現在の国際法で合法的なものとして認められている自衛権は、武力攻撃の排除を目的に行使するものであり、平和的交渉によって受諾させられない要求を受諾させるための行為である戦争とは根本的に性質が異なる。現在の国際法では、紛争は平和的手段によってしか解決してはならず(紛争の平和的解決原則) 軍事的強制による条約は無効だとされている。

その意味で、戦争の合法性および講和条約の有効性を認めていた伝統的国際法と、それらを認めていない現代国際法は、大きく性格が異なる。しかしだからと言って伝統的国際法を「二元的構造」の国際法と、現代国際法を「一元的構造」の国際法と捉えるべきことにはならない(そうすべきでない理由は本報告書で論じたとおりである)。そうではなく、戦争と自衛権の法的性質の違い(さらに国連安全保障理事会の軍事的強制措置とそれらとの違い)が、かつて戦時国際法を構成していた諸制度の妥当にどのような影響を及ぼすのかという観点から問題を考えるべきである。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計14件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 和仁 健太郎	4. 巻 69巻1号
2. 論文標題 新日鉄住金事件・韓国大法院判決と日韓請求権協定（1）	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 阪大法学	6. 最初と最後の頁 33-69
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 和仁 健太郎	4. 巻 70巻1号
2. 論文標題 新日鉄住金事件・韓国大法院判決と日韓請求権協定（2・完）	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 阪大法学	6. 最初と最後の頁 1-33
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 和仁 健太郎	4. 巻 1544号
2. 論文標題 中国人の強制連行・強制労働と「サンフランシスコ平和条約の枠組み」論	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 ジュリスト（重要判例解説令和元年度）	6. 最初と最後の頁 278-279
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 和仁 健太郎	4. 巻 30号
2. 論文標題 中国による海洋法秩序への挑戦と海洋ガバナンス	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 論究ジュリスト	6. 最初と最後の頁 36-43頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 和仁 健太郎	4. 巻 No.2019-8
2. 論文標題 元徴用工訴訟問題と日韓請求権協定	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 国際法学会エキスパートコメント	6. 最初と最後の頁 1-1
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 和仁 健太郎	4. 巻 -
2. 論文標題 「戦争状態」理論の再検討：伝統的国際法は平時・戦時の二元的構造の国際法だったのか？	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 岩沢雄司・森川幸一・森肇志・西村弓編『国際法のダイナミズム：小寺彰先生追悼論文集』（有斐閣、2019年）	6. 最初と最後の頁 pp. 627-650
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Kentaro Wani	4. 巻 61
2. 論文標題 Development of the Law of the Sea and the Legal Status of International Straits in Time of International Armed Conflict	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 Japanese Yearbook of International Law	6. 最初と最後の頁 pp. 39-80
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 和仁 健太郎	4. 巻 68巻3号
2. 論文標題 未承認反乱団体が海上で行う暴力行為と海賊行為との関係(3):海賊行為の「私的目的」要件をめぐる 歴史的展開	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 阪大法学	6. 最初と最後の頁 pp. 519-555
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 和仁 健太郎	4. 巻 68巻4号
2. 論文標題 未承認反乱団体が海上で行う暴力行為と海賊行為との関係(4・完):海賊行為の「私的目的」要件をめぐる歴史的展開	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 阪大法学	6. 最初と最後の頁 pp. 809-856
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 和仁 健太郎	4. 巻 674号
2. 論文標題 海洋の科学的調査法制および海洋構築物法制と国際法:排他的経済水域・大陸棚における沿岸国管轄権とその根拠	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 国際問題	6. 最初と最後の頁 pp. 5- 15
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 和仁 健太郎	4. 巻 67巻5号
2. 論文標題 未承認反乱団体が海上で行う暴力行為と海賊行為との関係(1):海賊行為の「私的目的」要件をめぐる歴史的展開	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 阪大法学	6. 最初と最後の頁 829-855
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 和仁 健太郎	4. 巻 67巻6号
2. 論文標題 未承認反乱団体が海上で行う暴力行為と海賊行為との関係(2):海賊行為の「私的目的」要件をめぐる歴史的展開	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 阪大法学	6. 最初と最後の頁 1157-1202
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Kentaro Wani	4. 巻 60
2. 論文標題 [Book Review] Buryokufunso niokeru Kokusaijindoho to Kokusaijinkenho no Kosaku [The Interaction between International Human Rights Law and International Humanitarian Law in Armed Conflict], by Yoko Takashima.	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 Japanese Yearbook of International Law	6. 最初と最後の頁 446-449
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Kentaro Wani	4. 巻 1
2. 論文標題 The Status of Rebels in Non-International Armed Conflict: Do They Have the Right to Life?	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Karen N. Scott, Kathleen Claussen, Charles-Emmanuel Cote, and Atsuko Kanehara, eds., Changing Actors in International Law (Brill, 2020)	6. 最初と最後の頁 356-379
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.1163/9789004424159_016	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件 (うち招待講演 0件 / うち国際学会 1件)

1. 発表者名 和仁 健太郎
2. 発表標題 韓国大法院判決(2018年10月30日)と日韓請求権協定
3. 学会等名 国際人権法学会第31回(2019年度)研究大会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Kentaro Wani
2. 発表標題 Rethinking the Status of Non-State Armed Groups in Non-International Armed Conflict
3. 学会等名 7th International Four Societies Conference: "Changing Actors in International Law" Tokyo, Japan, 2-3 June, 2018 (国際学会)
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------